

第3章

保健医療圏と基準病床数



第1節 保健医療圏

(1) 保健医療圏設定の目的

全ての県民の健やかな暮らしを実現していくためには、県民の保健・医療サービスの需要に的確に対応することが求められています。

こうした県民の保健医療に対する需要に対応するために、医療資源の適正な配置や医療機関相互の機能の分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域的単位として保健医療圏を設定しています。

(2) 保健医療圏の性格

奈良県では、昭和 63（1988）年4月に策定した「奈良県地域保健医療計画」において保健医療圏を設定しましたが、保健医療圏の基本的性格は次のとおりです。

- ① この計画において保健医療提供体制の整備を図る基本的な地域的単位です。
- ② 圏域が設定されても県民の自由な受診や保健サービスの利用を妨げるものではありません。
- ③ 保健医療圏を設定する要因となる生活環境、疾病構造や保健医療活動は、変化するものです。したがって保健医療圏もこのような変化の状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う場合がありますが、保健医療圏の基本的な単位として次の三段階で設定するものです。

- 市町村を単位とする「一次保健医療圏」
- 保健医療の基本単位としての「二次保健医療圏」
- 全県を単位とする「三次保健医療圏」

1) 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な疾病の治療など、住民に密着した保健医療サービス（プライマリ・ケア）を福祉サービスと一体となって総合的、継続的に提供していく上での最も基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位です。平成9（1997）年4月地域保健法の全面改正により、母子保健事業など住民に身近なサービスは市町村が行うことになりました。また、平成12（2000）年4月には介護保険制度が実施されるなど保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムを担う市町村の役割がますます大きくなってきています。

2) 二次保健医療圏^{※1}

特殊な医療サービスを除く通常の保健医療供給が過不足なく完結されることを目標として整備する圏域として設定されるものです。

^{※1} 南和保健医療圏は、厚生労働省による二次保健医療圏の区域の見直し基準（人口20万人未満、流入入院患者割合が20%未満、流出入院患者割合が20%以上）に該当しますが、新たな医療提供体制の構築に取り組んでいるところであるため、見直しません。

また、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 9 号の規定に基づき、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する「保健医療計画」上の区域となっています（表 1）。

表 1 二次保健医療圏の名称及び区域等

名称	区域（市町村名）	人口 （人）	面積 （km ² ）
奈良保健医療圏	奈良市	360,310	276.94
東和保健医療圏	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村	209,741	657.77
西和保健医療圏	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	345,503	168.49
中和保健医療圏	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町	376,197	240.79
南和保健医療圏	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	72,565	2,346.92

出典：人口は「平成 27 年 10 月 1 日現在国勢調査」

3) 三次保健医療圏

一次及び二次の保健医療体制との連携の下に特殊な診断や治療を必要とする高度又は専門的な保健医療サービスを提供する圏域であり、その体制を整備していくための地域的単位です。

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号の規定に基づき、特殊な医療などを提供する病院の病床の確保を図るべき地域的単位として設定する「保健医療計画」上の区域でもあります。

引き続き奈良県全域を区域として設定します。

第 2 節 基準病床数

基準病床数は、療養病床及び一般病床については、二次保健医療圏ごとに、結核病床、精神病床、感染症病床については、県全域で定めています。医療法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号の規定に基づく基準病床数は次のとおりです（表 1）。

表1 病床数

【療養病床及び一般病床】

二次保健医療圏	基準病床数（床）
奈良	3,241
東和	2,050
西和	3,212
中和	2,957
南和	590
合計	12,050

【精神病床】

県全域	基準病床数（床）
	2,200

【結核病床】

県全域	基準病床数（床）
	35

【感染症病床】

県全域	基準病床数（床）
	28

第3節 有床診療所の特例について

医療法第7条第3項の規定に該当し、病床の設置について知事の許可を必要としない診療所は、次のとおりです^{※2}。

名称	所在地	設置者
在宅支援いむらクリニック	大和郡山市田中町 728	医療法人 悠明会
医療法人中野産婦人科 新大宮	奈良市四条大路1丁目 724番1、725番2	医療法人 中野産婦人科

^{※2} 診療所に病床を設置するときは本来、知事の許可が必要ですが、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所やへき地に設置される診療所などに病床を設置するときは、特例として許可を必要としません。ただし、医療機関名を保健医療計画に記載する必要があります。

